



平成9年度預金保険機構年報

12. 優先株式等の引受け等の審査基準の概要

(合併等の受皿金融機関の場合)

- 基準1 申請金融機関が、合併等により自己資本の充実の状況が悪化した場合であること。
具体的には、合併等の前後で自己資本比率が低下していると認められる場合であることとされている。
- 基準2 自己資本の充実の状況が改善されなければ、信用秩序の維持と地域経済の安定に大きな支障が生ずるおそれがある場合であること。
- 基準3 破綻処理の円滑な実施のために必要な範囲を超えていないこと。
次のいずれか大きい方を優先株式等の引受けの限度とする。
- (1) 合併等の前の自己資本比率の水準まで回復するために必要な額
 - (2) 合併等により合算されることとなった破綻金融機関のリスクアセットの8%（国内基準の場合は4%）を確保するために必要な額

(一般金融機関の場合)

- 基準1 申請金融機関等の経営の状況が著しく悪化していないこと。
以下のいずれにも該当しないこと。
- (1) 最近3年間連続して、経常利益または当期利益について赤字決算ないしは無配当となっていること。
 - (2) 早期是正措置の発動区分としての第3区分であること。ないしは、第2区分であって優先株式等の引受けを前提としない自己資本比率が1年経過後においても同区分にとどまる見通しであること。
- 基準2 自己資本の充実の状況が改善されなければ、次のいずれかの事態を生じさせるおそれがあること 注。
- (1) 我が国における金融機能に著しい障害が生じるおそれがあること。
 - (2) 地域・分野における企業活動、雇用状況等の経済活動に著しい障害が生ずるおそれがあること。

注 この判断に当たっては、金融システムの不安についてのわずかな兆候も見逃さず速やかに対処することが重要である。

- 基準 3 申請金融機関の経営の再建を目的とするものでなく、信用秩序の維持を目的とするものであること。
- 基準 4 申請金融機関が優先株式等の引受け後でも破綻する蓋然性が高いと認められないこと。
- 基準 5 相当の期間が経過しても優先株式等の処分が著しく困難であると認められないこと。
この判断に当たっては、申請金融機関の収支状況・利益水準、資産内容・自己資本比率の改善の見通し、引受け対象の優先株式等の商品性・市場実勢等を勘案すること。

